

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部
給与課】 3

◇ 教育委員会

- 北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則【教育委
員会事務局総務部総務課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則

平成27年4月1日の労務職員の給与水準の改正に伴う経過措置の適用を受ける職員の退職手当については、北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第54号）による改正前の規定を適用することにした。

この規則は、平成28年4月1日から施行することにした。

北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月15日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第5号

北九州市労務職員就業規則の一部を改正する規則

北九州市労務職員就業規則（昭和39年北九州市規則第96号）の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成27年北九州市規則第11号」の次に「。以下この項及び付則第9項において「平成27年改正規則」という。」を加え、「同規則」を「平成27年改正規則」に改める。

付則に次の2項を加える。

8 前項の規定が適用される者について、第23条の規定を適用する場合には、同条において準用する北九州市職員退職手当支給条例第6条の7の規定にかかわらず、北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第54号）による改正前の同条の規定によるものとする。

9 平成27年改正規則付則第2項から第4項までの規定による給料の支給を受ける者について、前2項の規定の適用がないものとした場合の第23条の規定により算定した退職手当の額が、前2項の規定により算定した退職手当の額よりも多いときは、前2項の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月15日

北九州市教育委員会
委員長 古城和子

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市教育委員会労務職員就業規則の一部を改正する規則

北九州市教育委員会労務職員就業規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「（平成27年北九州市教育委員会規則第4号）の次に「。以下この項から第5項までにおいて「平成27年改正規則」という。」を加え、「同規則」を「平成27年改正規則」に改める。

付則に次の2項を加える。

- 4 前項の規定が適用される者について、第23条の規定を適用する場合には、同条において準用する北九州市職員退職手当支給条例第6条の7の規定にかかわらず、北九州市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成27年北九州市条例第54号）による改正前の同条の規定によるものとする。
- 5 平成27年改正規則付則第2項から第4項までの規定による給料の支給を受ける者について、前2項の規定の適用がないものとした場合の第23条の規定により算定した退職手当の額が、前2項の規定により算定した退職手当の額よりも多いときは、前2項の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。